

姫路市教育委員会会議録（令和5年1月）

- 日 時 令和5年1月19日（木）午後2時から
- 場 所 埋蔵文化財センター 研修室
- 開 会（午後2時）
 - 日程第1 会議録署名委員の指名等
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議事
 - 議案第39号 姫路市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第40号 姫路市立書写養護学校学則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第41号 姫路市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
 - 日程第4 報告
 - 1 令和4年第4回市議会定例会での審議結果等について
 - 2 市立小学校におけるいじめ重大事態の発生について
 - 日程第5 次回委員会開催日時等
 - 日程第6 その他
- 出席者（委員）西田教育長、森下委員、角谷委員、中野委員
（事務局）峯野教育次長、平田教育総務部長、竹田教育企画室長、平山学校教育部長、
砂山生涯学習部長、干谷城内図書館館長、中上総務課長、森学校指導課長、
（書記）島田総務課係長、多田総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会会議を開催いたします。
- 本日は、山下委員から欠席の届出がございましたので、御報告いたします。出席者数は、定足数に達していますので、会議は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により森下委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。

- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- それでは、日程第3 議事及び日程第4 報告に入りたいと思いますが、議事に先立ち、議案及び報告事項の一括審議、並びに公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。
まず、一括審議についてですが、議案第39号及び第40号は、関連がありますので、一括審議としたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認め、議案第39号及び第40号は、一括審議とします。

- 次に、公開又は非公開についてですが、報告事項の2は、会議規則第15条第6号に規定する公開が不適当な事件に該当するため、非公開にすることが適当であると考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、報告事項の2は、非公開と決定します。

養育長

- なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

- それでは、
議案第 39 号 姫路市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
及び
議案第 40 号 姫路市立書写養護学校学則の一部を改正する規則の制定について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (学校指導課長 議案第 39 号及び 40 号について説明)
まず、議案第 39 号「姫路市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。11 月の教育委員会で令和 5 年度以降の夏季休業日の短縮等について報告をいたしました。その内容を規則に反映したものです。
「1 改正の理由」でございますが、新学習指導要領の実施に伴う小学 3 年生から小学 6 年生における標準授業時数の増加と「社会に開かれた教育課程」の実現に向けたカリキュラム・マネジメントの推進の観点から、令和 3・4 年度に夏季休業日の平日 5 日間の短縮を試行いたしました。試行期間についての庁内検討会での検証と検討を経まして、夏季休業日の期間を短縮するとともに、創立記念日を休業日から授業日といたします。また、これらの変更に伴い、学期の変更と幼稚園の準用規定についても変更いたします。
続きまして、「2 改正の内容」でございますが、小・中・義務教育学校の学期及び休業日を変更いたします。また、その変更に伴い、幼稚園の学年、学期及び休業日を姫路市立幼稚園園則に定めるとおりといたします。
「3 施行期日」でございますが、令和 5 年 4 月 1 日としております。
次に、議案第 40 号「姫路市立書写養護学校学則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。
「1 改正の理由」でございますが、小学校、中学校、義務教育学校の理由と同様でございます。
続きまして、「2 改正の内容」でございますが、書写養護学校の学期及び休業日を変更いたします。
「3 施行期日」でございますが、令和 5 年 4 月 1 日としております。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

学期の変更は全国的なものですか。

(答)

全国的なものではありませんが、近隣ですと神戸市、尼崎市が 1 学期を 4 月 1 日から 7 月 31 日までとしております。

教育長

- それでは、他に意見等も特にないようですので、お諮りいたします。
議案第 39 号 姫路市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

及び

議案第 40 号 姫路市立書写養護学校学則の一部を改正する規則の制定について

原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め議案第 39 号及び第 40 号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ 次に、
議案第 41 号 姫路市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (城内図書館長 議案第 41 号について説明)
「1 改正の理由」でございますが、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの普及を促進するため、マイナンバーカードを図書貸出券として登録している図書館利用者については、貸出冊数を既存の上限 6 冊から上限 12 冊に変更するため、所要の改正を行うものでございます。あわせて、館外貸出しについて、図書と図書以外とを規定していた部分を統一するとともに、貸出延長について文言を改めるものでございます。また、図書館法及び条例の文言にあわせ、移動図書館車を自動車文庫に改めるものでございます。あわせて、一部規定の文言の整理を行うものでございます。
次に「2 改正の概要」でございますが、館外貸出について規定している第 4 条において、個人番号カードを貸出券として登録している図書館利用者については、貸出冊数の上限を 12 冊に変更するものでございます。あわせて、貸出資料についての記載部分において「図書にあっては」及び「図書以外の図書館資料にあっては」の文言を削除するものでございます。また、貸出延長についての規定において、「図書館資料を示し」を「申し出て」に改めるものでございます。あわせて、規則中の移動図書館車を自動車文庫に改めるものでございます。
「3 施行期日」につきましては、令和 5 年 3 月 1 日から施行することとしております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

マイナンバーカードを使っても貸出期間は、2 週間のままですか。冊数を倍にするのであれば期間も延ばすほうが利用促進に繋がるとは思いますがいかがですか。

(答)

貸出期間を長くすることは検討しましたが、人気のある図書では延長に伴い待ち

日数が延びることになりますので、出来るだけ多くの人に図書を読んでもらいたいと考え、日数につきましては、現状通りとしました。また、例えば、学生や社会人等においては、読物ではない、資料収集や情報収集のための図書を出来るだけ多く借りたい人もいます。そういった人にとっては、メリットが大きいと思います。貸出期間ですが、次の予約がなければ1回に限り延長をすることも出来ますので、今回は貸出期間の延長はしていません。

教育長

- それでは、意見等も他にないようですので、お諮りいたします。
議案第 41 号 姫路市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め議案第 41 号は、原案のとおり可決しました。

教育長

- 次に、
報告事項の 1 令和 4 年第 4 回市議会定例会での審議結果等について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (総務課長 報告事項の 1 について説明)
「1 会期」は、令和 4 年 11 月 24 日から 12 月 20 日までの 27 日間で開催されました。
「2 議案及び審議結果」でございますが、教育委員会関係分につきましては、すべて原案のとおり可決されました。
なお、議案第 106 号、第 117 号及び第 118 号は 11 月 17 日開催の定例教育委員会において、議案第 101 号及び第 116 号は 12 月 15 日開催の定例教育委員会において、意見の申出に係る臨時代理の承認をいただいたもの、でございます。
次に、「3 質疑・質問」でございますが、
12 月 2 日、5 日及び 6 日に 15 人の議員から個人質疑・質問が行われ、うち、教育委員会に対しては 9 人の議員から、14 項目の質疑・質問があり、答弁いたしました。
12 月 2 日には、自由民主党の竹中隆一議員、新生ひめじの東影昭議員、療原会の江口千洋議員から、個人質疑・質問がありました。
竹中議員からは、「少子高齢化社会における子育て支援の重要性について」及び「市政の重要課題について」質問がありました。このうち「給食費の無償化について」につきましては、第 2 子は無償化した場合は年間 8 億円以上、全員を無償化した場合は年間 24 億円以上といった、多額の財源が必要となることから、全ての子育て政策を総合的に判断し、慎重に検討する必要があると、答弁いたし

ました。

東影議員からは、「学校給食について」、「小規模特認校への支援について」及び「置塩城跡保存・活用計画推進について」質問がありました。「小規模特認校への支援について」のうち、「スクールバスを活用した通学支援」につきましては、現在、運行しているスクールバスを活用する場合、小学校の始業時間に間に合わせるためには、かなり早い時間にバスに乗車する必要があること、また、立ち寄り地が多く、児童の乗車時間が長くなることから、身体的負担が大きいため、活用は難しいと、答弁いたしました。

江口議員からは、「教育体制の充実について」質問がありました。「支援を要する子どもたちへのさらなる特性理解」につきましては、子供たち一人一人のありのままの姿を受け止めることが重要であると考え、積極的に声をかけたり、共に活動したりするような丁寧な関わりを持つよう、指導助言しており、今後も真摯に取り組を重ねることで、子供たち一人一人の特性の理解に努めてまいりたいと、答弁いたしました。

12月5日には、市民クラブの蔭山敏明議員、公明党の中西祥子議員、日本維新の会の大西陽介議員、無所属の三木和成議員から個人質疑・質問がありました。

蔭山議員からは、「教育行政について」として質問がありました。「小中学校の適正規模・適正配置」につきましては、小中学校の統廃合を行政主導で行うと地域の強い反発が予想され、地域からの発意で行うと時間がかかりすぎるという側面も否定できないが、姫路市立小中学校適正規模・適正配置基本方針に基づき、子どもたちの教育環境を第一に考え、保護者や地域住民と丁寧に協議を進めていきたいと、答弁いたしました。

中西議員からは、「安心して子どもを産み育てられる環境について」として質問がありました。「託児サービスのある図書館」につきましては、託児スペースや保育士の確保について課題もあるので、託児サービスを既に導入している他都市の事例等を参考に、検討していきたいと、答弁いたしました。

大西議員からは、「市立3校を統合し移転後の姫路市中央卸売市場跡地に新設することについて」質問がありました。この質問に対しましては、姫路市立高等学校在り方審議会より、市立高等学校を1校に集約することや新設も視野に、学校施設の抜本的な整備を進めるとともに、充実した教育内容を提供できるよう、教員や財源などの資源を集中させることが必要であるとの提言を受けた後、市長部局と協議しながら新設する場所の検討を進める中で、交通利便性が高く、周辺スポーツ施設等の活用も見込める市場跡地での整備を検討するに至ったと、答弁いたしました。

三木議員からは、「コロナ対策について」及び「音楽のまち・ひめじについて」質問がありました。このうち、「給食時の黙食の現状」につきましては、11月29日の文部科学省からの事務連絡を受けて、「給食時間中、マスクを着用している場合は、大声を控え、会話をしてもよい」と改め、マスクをしていない場面での会話については、引き続き、身体的距離が十分にとれないときは控えることとしており、答弁いたしました。

12月6日には、療原会の伊藤大典議員、療原会の牧野圭輔議員から個人質疑・質問がありました。

伊藤議員からは、「姫路市のまちづくりの方向性と個別の課題について」質問がありました。このうち「図書館における播磨圏域8市8町の連携事業」につきましては、平成27年度から播磨圏域8市8町の住民は、圏域内にある図書館で、利用者登録ができ、図書を直接借りることができるようになってきていること、また、郷土資料デジタルアーカイブ事業として、赤穂市・市川町及び本市が所蔵する郷土資料をデジタル化し、インターネット上で公開していることを、答弁いたしました。

牧野議員からは、「国有林の活用における姫路市の問題点」及び「学校給食の課題」について質問がありました。このうち「姫路市立幼稚園での給食の提供」につきましては、自園調理や小学校での調理室又は学校給食センターで調理した給食の幼稚園での提供において、調理室の新設や既存調理室の改築等の整備のほか、食器・食缶の配送及び配食方法の検討、アレルギー対応等の人材確保といった多くの課題があるため、国の動向や他都市の状況、本市の「姫路市就学前教育・保育施設の在り方方針実施計画」で示される統合再編結果を踏まえながら慎重に検討してまいりたいと、答弁いたしました。

次に、「4 予算・決算委員会 全体会について」でございますが、12月7日の全体会では、令和4年度一般会計補正予算（第6回）の概要について、説明しました。

「5 文教・子育て委員会について」でございますが、12月8日に開催されました。主な審議内容につきましては、委員長口頭報告事項のとおり、

- ・姫路市立高等学校在り方方針（案）に関しては、既存の三校が閉校になるまでの間、在校生が充実した高校生活を送れるよう、しっかりと学校運営に取り組まれない。
- ・学校施設の老朽化対策に関しては、本市の学校施設は、全体の8割以上が建築後30年以上経過していることから、同校のみならず、本市全体の学校施設の老朽化対策に取り組まれない。
- ・不登校児童生徒の居場所づくりに関しては、不登校になった児童生徒が安心して、かつ自己の存在感や充実感を高められるような、個々の状況に応じた居場所づくりが必要だと思われることから、しっかりと支援に取り組まれない。
- ・あかつき中学校の生徒募集に関しては、引き続き他市町への情報提供を行うとともに、同校の教育内容の充実に努められたい。
- ・学校規模の適正化や適正配置に関しては、限られた財源の中で本市の学校教育環境の充実を図る必要があることから、しっかりと取り組まれない。

との意見がございました。

次に、「6 予算・決算委員会 文教・子育て分科会について」でございますが、12月8日の文教・子育て委員会の後に開催され、全体会と同じ議案を詳細に説明しました。分科会の主な審議内容につきましては、分科会長口頭報告事項のとおり市立学校園で不足する光熱費の算定に関して、節電効果を考慮しているのか。

との質問がございました。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

○ それでは、特に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれです承したいと思います。

教育長

○ それでは、非公開案件の審議に入ります。

・・・[非公開案件の審議]・・・

教育長

○ 次に、日程第5 次回委員会開催日時等を議題といたします。
事務局より説明してください。

(事務局)

○ 次回の定例教育委員会ですが、2月16日木曜日の午後2時に開催していただきたいと思います。

教育長

○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、2月16日木曜日の午後2時00分に開催することに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、2月16日木曜日の午後2時00分に開催することといたします。

教育長

○ 以上で本日の案件は全て終了しました。
○ それでは、日程第6 その他に入りたいと思います。
○ 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。

(事務局)

[特になし]

教育長

○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○ 散 会 (午後2時55分)